

別紙：一抜け方式について（令和8年7月16日公告）

1 対象工事

	工事番号	工事名	入札方式
ア	江建第6号	主要地方道新潟新津線（西町1丁目他地内）舗装修繕工事	一般競争入札
イ	江建第5号	主要地方道新潟港横越線（丸山ノ内善之丞組地内）舗装修繕工事	一般競争入札
ウ	江建第9号	一般県道白根亀田線（酒屋町地内）舗装修繕工事	一般競争入札

2 内 容

- ・開札の順番は、設計金額の高い順（ア⇒イ⇒ウ）で行う。
- ・対象工事（ア）の落札候補者が行った対象工事（イ）、（ウ）の入札は無効とする。
- ・対象工事（イ）の落札候補者が行った対象工事（ウ）の入札は無効とする。
- ・各対象工事で一度落札候補者となり、その他の対象工事の入札を無効とされたものは、落札候補者決定を取り消された場合でも、その他の対象工事の入札は無効としたまま変更しない。
- ・ただし、各対象工事で上記のとおり取扱った結果、落札候補者が決定しない場合においてのみ、一抜けによる無効は考慮しないこととする。

3 落札候補者決定の例示

【対象工事（ア）・（イ）・（ウ）の参加者が同じで、価格順位が異なった場合】

対象工事（ア）ではA社が、（イ）ではD社、（ウ）ではB社が落札候補者となり、対象工事（ア）でA社が落札候補者を取り消された場合、価格順位により次の落札候補者を決定する。新たに対象工事（ア）で落札候補者となった者が行った対象工事（イ）、（ウ）の入札を無効とする。

	ア		イ		ウ	
1	A社	落札候補者	A社	無効	A社	無効
2	B社		D社	落札候補者	B社	落札候補者
3	C社		B社		D社	無効
4	D社		C社		C社	

⇒候補者取り消し後

	ア		イ		ウ	
1	A社	候補者取消 失格	A社	無効	A社	無効
2	B社	落札候補者	D社	落札候補者	B社	候補者取消 無効
3	C社		B社	無効	D社	無効
4	D社		C社		C社	落札候補者